



18生推第3の1号
平成18年5月31日

各都道府県専修学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長 殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
高橋道和



(印影印刷)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正について（通知）

この度、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長より、別添のとおり「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」等の一部が改正され、平成18年4月1日から施行されたことに関し、都道府県専修学校主管部課等に対する周知について協力依頼がありましたので、お知らせします。

この改正は、平成17年9月に学校教育法施行規則が改正され、修業年限が4年以上等の一定の基準を満たす専修学校専門課程の修了者について、大学の専攻科又は大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として取り扱うこととされたことを踏まえ行われたものです。

改正の概要等については、別添の「第2 改正内容」及び参考資料を参照ください。

各都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、所管の専修学校に対し、この旨周知くださるようお願いいたします。

本件担当：
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室 横田、兼定
TEL：03-6734-2929
FAX：03-6734-3716



社援基発第 0525001 号
平成 18 年 5 月 25 日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力
開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に
基づき厚生労働大臣が別に定める施設又は事業の一部改正について

今般、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設又は事業（昭和62年厚生省告示第203号。以下「告示」という。）が、それぞれ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第99号）及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設又は事業の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第305号）をもって一部改正されたところです。

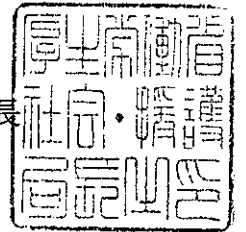
その改正の趣旨及び内容の概要等については、別添のとおり各都道府県知事、各指定都市市長及び各中核市市長等あてに通知したところでありますが、貴職におかれても、都道府県の専修学校主管部課等に対する周知について、御配慮方お願い申し上げます。



社援発第0331027号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設又は事業の一部改正について（通知）

今般、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設又は事業（昭和62年厚生省告示第203号。以下「告示」という。）が、それぞれ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第99号）及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第一二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設又は事業の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第305号）をもって別添のとおり一部改正され、本日付で公布されたところである。

その改正の趣旨及び内容の概要並びに留意事項等は下記のとおりであるので、参考までに通知する。

記

第1 改正の趣旨

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が昨年成立したこと等に伴い、施行規則及び告示について所要の改正を行うものである。

第2 改正内容

1 施行規則の一部改正について

(1) 平成17年9月に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）が改正され、専修学校の専門課程のうち修業年限が4年以上のものであって一定の要件を満たすものを修了した者については、大学の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として取り扱うこととされた。このことを踏まえ、社会福祉士の受験資格の要件について以下の改正を行ったこと。

① 大学において指定科目を修めて卒業した者に準ずるものに以下の者を追加したこと。

ア 専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者

イ 専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であって、その後、大学等（大学、大学院、短期大学及び専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）をいう。以下同じ。）において実習科目を修めたもの

② 大学において基礎科目を修めて卒業した者に準ずるものに専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者を追加したこと。

③ 大学を卒業した者に準ずるものに専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）を追加したこと。

④ 大学等に専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）を追加したこと。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、同法に規定する地域包括支援センターを社会福祉士の相談援助の実務経験に係る指定施設として追加したこと。

2 告示の一部改正について

(1) 社会福祉士一般養成施設等及び社会福祉士短期養成施設等において行う社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業について以下の施設を追加したこと。

① 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所

- ② 介護保険法に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター
 - ③ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下同じ。）のうち障害者デイサービス事業及び児童デイサービスを行う事業
 - ④ 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第34条に規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
- (2) 社会福祉士一般養成施設等及び社会福祉士短期養成施設等において行う社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業について以下の施設を削除したこと。
- ① 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
 - ② 知的障害者又はその者を現に介護する者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業
- (3) 介護福祉士養成施設等の入所実習施設に以下の事業を追加したこと。
- ① 老人福祉法に規定する小規模多機能型居宅介護事業
 - ② 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス事業及び障害者デイサービスを行う事業
- (4) 介護福祉士養成施設等の入所実習施設から以下の事業を削除したこと。
- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童デイサービス事業
 - ② 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業
- (5) 介護福祉士養成施設等の居宅介護実習事業等に障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、行動援護及び外出介護を行う事業を追加したこと。
- (6) 介護福祉士養成施設等の居宅介護実習事業等から以下の事業を削除したこと。
- ① 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業
 - ② 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業

第3 留意事項等

介護保険法等の一部を改正する法律による老人福祉法の改正により、介護福祉士養成施設等の居宅介護実習事業等については、以下の通り取扱いが変更となるので、留意さ

りたい。

- (1) 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業の対象者に、介護保険法の規定による夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者が追加されたことに伴い、これらの者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜を供与する事業もその対象として含まれること。
- (2) 老人福祉法に規定する老人デイサービス事業の対象者に、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費にの支給に係る者が追加されたことに伴い、これらの者を特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項第三号に規定する施設等に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその養護者に必要な便宜を供与する事業もその対象として含まれること。
- (3) その他今般の介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、事業の対象者が拡大しているものについては、留意されたいこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(同九九)

○厚生労働省令第九十九号
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七條第一号から第四号までの規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第二号中「及び第五号」を「第五号及び第七号」に、「又は短期大学」を「短期大学又は専修学校の専門課程(修業年限一年以上のものに限る。)」に改め、同項に次の二号を加える。

五 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限四年以上のものに限る。次号、次項第三号及び第三項第三号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者

六 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限四年以上のものに限る。次号、次項第三号及び第三項第三号において同じ。)において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

第一条第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 学校教育法による専修学校の専門課程において基礎科目を修めて卒業した者

第二条第三項中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した者

第二条第十二号中「介護保険施設」の下に「及び地域包括支援センター」を加える。

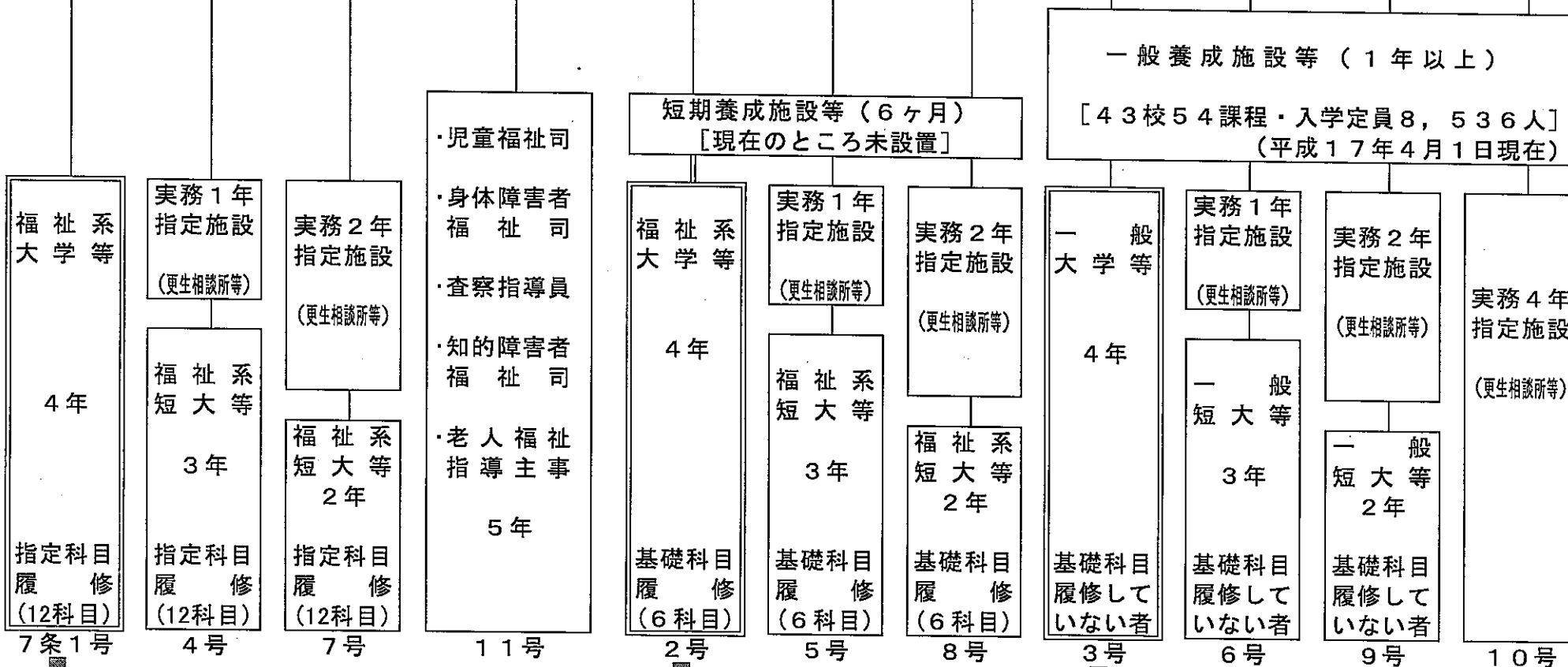
附則
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

社会福祉士の資格取得方法

(平成17年12月末現在・・・登録者数71,167人)

社会福祉士資格 (登録)

社会福祉士国家試験



4年制の専門学校を追加
(通知の第2-1(1)①ア関係)

4年制の専門学校を追加
(通知の第2-1(1)②関係)

4年制の専門学校を追加
(通知の第2-1(1)③関係)

※なお、図には記載されていないが、
通知の第2-1(1)①イ及び④につ
いても改正が行われている。